

15.3.9  
第131号

單價低キニ失スルコト明カナル時ハ次回ヨリ更  
 シ單價ノ協定ヲ為スコト  
 二 従来無作業者ハ比較的派給者即チ平均給料以下ノ  
 者ニ多キ現況ナルガ故ニ将来ハ事情ノ許ス限リ無  
 作業ヲ出サビル様考慮スルコト  
 三 従来ノ常備者(検査其他ノ如ク定例ノ常備者ノ除ク  
 並工具又ハ器具ノ條簿ニ従事スルモノニ對シニ  
 出来得ル大テ讀買トスルコト  
 四 休業中ノ日給ハ支給ハガナルモ見舞金若クハ慰料ノ  
 名目ニ依リ日給ノ七割五分ヲ支給シ(但シ休日係ノ雇業職  
 エガ解決後眞面目ニ就業スルコトヲ誓約シタル時  
 ハ解雇者ヲ出サザリコト  
 右及申(通)教候也

勞秘第四四六號

大正十五年三月五日

警視總 益太 田 次 弘

内務大臣若槻禮次郎殿  
東京警備司令官殿

社會局長官長岡隆一郎殿  
 東京地方裁判所檢事正殿  
 北海道京都大阪愛知神奈川  
 兵庫福岡廣島岡山靜岡  
 埼玉宮城岩手青森

各廳府縣長官殿